

2025年4月8日

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

**「三菱UFJ 米国配当成長株ファンド <為替アクティブヘッジ>  
<愛称:ザ・レジェンド>」約款変更決定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ 米国配当成長株ファンド <為替アクティブヘッジ> <愛称:ザ・レジェンド>」の約款変更につきまして、2025年2月26日(水)時点の受益者さま(2025年2月21日(金)の申込締切時間までの購入申込受付者となります。)を対象に、書面による決議を行いました。その結果、議決権を行使することができる受益者さまの議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されましたので、約款変更を2025年8月26日(火)に実施させていただきます。

◆ 本約款変更の概要について

(1) 為替ヘッジ手法の変更

	為替ヘッジ手法	概要
変更後	為替ヘッジあり	組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
変更前	為替アクティブヘッジ	組入外貨建資産について、為替変動や市場全体のリスクの高まり、金利変動等を定量的に捉えて、為替ヘッジ比率を調整します。この調整により為替変動による影響の緩和や為替差益の獲得をめざします。

- 為替ヘッジ手法の変更に伴い、運用の指図に関する権限の委託の規定を削除します。為替アクティブヘッジにかかる外国為替予約取引等の運用の指図の権限をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託していますが、当該委託を終了し、弊社にて為替ヘッジを行うこととします。
- 「為替ヘッジあり」への変更に伴い、S&P500配当貴族指数(配当込み、円ヘッジ・円換算ベース)に連動する投資成果をめざした運用に変更します。

下記の(2)～(4)は(1)の約款変更実施に伴い変更いたします。(重大な約款変更ではございません。)

(2) ファンド名称の変更

変更後	三菱UFJ S&P500配当貴族インデックスファンド<為替ヘッジあり>
変更前	三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>

<ご参考>

ファンド名称変更に伴い新聞略称についても下記の通り変更いたします。

	新聞略称(6文字)	新聞略称(4文字)
変更後	レジエンへ有	レジエ有
変更前	レジエンアへ	レジエア

(3) 信託報酬率の変更

変更後	年率 0.550% (税抜 年率 0.500%)
変更前	年率 1.375% (税抜 年率 1.250%)

(4) NISA 制度(成長投資枠)の要件を満たすための変更

- 信託期間を無期限とします。

変更後	無期限
変更前	2028年11月24日まで

- デリバティブ取引の利用目的を、価格変動などのリスクを減らすため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するための利用に限定いたします。

今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

**このお知らせに関するお問い合わせ先**

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-548066**

**【受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)】**

お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

## 約款の新旧対照表

## 三菱UFJ 米国配当成長株ファンド&lt;為替アクティブヘッジ&gt;

変更後（新）	変更前（旧）
追加型証券投資信託 三菱UFJ <u>S&amp;P500配当貴族インデックスファン ド&lt;為替ヘッジあり&gt;</u> 約 款 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	追加型証券投資信託 三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド&lt;為替アクティ ブヘッジ&gt;</u> 約 款 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ <u>S&amp;P500配当貴族インデックスファ ンド&lt;為替ヘッジあり&gt;</u> 運用の基本方針	三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド&lt;為替アクティ ブヘッジ&gt;</u> 運用の基本方針
1. 基本方針 この投資信託は、 <u>S&amp;P500配当貴族指数（配当 込み、円ヘッジ・円換算ベース）に連動する投資成 果</u> をめざして運用を行います。	1. 基本方針 この投資信託は、 <u>信託財産の成長</u> をめざして運用を 行います。
2. 運用方法 (1) (略) (2) 投資態度 ①米国株配当貴族インデックスマザーファンド 受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質 的な投資を行い、 <u>S&amp;P500配当貴族指数 （配当込み、円ヘッジ・円換算ベース）に連動 する投資成果</u> をめざして運用を行います。 ② (略) ③対象インデックスとの連動を維持するため、先 物取引等を利用し株式の実質投資比率が100% を超える場合があります。 ④実質組入外貨建資産については、 <u>原則として為 替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはか ります。</u> <u>&lt;削除&gt;</u> ⑤市況動向および資金動向等により、上記のよ うな運用が行えない場合があります。 (3) 投資制限 ①～⑧ (略) ⑨ <u>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定め るものをいいます。）は、価格変動リスク、金 利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる</u>	2. 運用方法 (1) (略) (2) 投資態度 ①米国株配当貴族インデックスマザーファンド 受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質 的な投資を行い、 <u>S&amp;P500配当貴族指数 （配当込み、円換算ベース）に連動する投資成 果</u> をめざして運用を行います。 ② (略) ③ <u>マザーファンドにおける対象インデックスと の連動を維持するため、先物取引等を利用し株 式の実質投資比率が100%を超える場合があり ます。</u> ④実質組入外貨建資産については、 <u>為替変動や市 場全体のリスクの高まり等を定量的に捉えて、 為替ヘッジ比率を調整します。</u> ⑤ <u>外国為替予約取引等の運用にあたっては、シテ ィグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッドに運用の指図に関す る権限を委託します。</u> ⑥市況動向および資金動向等により、上記のよ うな運用が行えない場合があります。 (3) 投資制限 ①～⑧ (略) <u>&lt;新設&gt;</u>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u></p>	
<p>追加型証券投資信託 『三菱UFJ <u>S&amp;P500配当貴族インデックスファンド&lt;為替ヘッジあり&gt;</u>』約款</p>	<p>追加型証券投資信託 『三菱UFJ <u>米国配当成長株ファンド&lt;為替アクティブヘッジ&gt;</u>』約款</p>
<p>（信託期間） 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</p>	<p>（信託期間） 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>2028年11月24日まで</u>、第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</p>
<p>（投資の対象とする有価証券等） 第17条（略） ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（投資の対象とする有価証券等） 第17条（略） ② 委託者（<u>第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条から第26条、第28条、第32条および第33条において同じ。</u>）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>第20条 <u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p>（運用の指図に関する権限の委託） 第20条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、外国為替予約取引等の運用に関する権限を次の者に委託します。</u> <u>シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>Hong Kong</u> ② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第40条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として、毎年5月および11月の24日（該日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の20以内の率を乗じて得た金額とします。</u> ③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>
<p>（信託業務の委託等） 第29条（略） ②（略）</p>	<p>（信託業務の委託等） 第29条（略） ②（略）</p>

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. (略)</p>	<p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 委託者<u>（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）</u>のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. (略)</p>
<p>(信託報酬等)</p> <p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年<u>10,000分の50</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年<u>10,000分の125</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、<u>マザーファンドにおける</u>対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>第53条 <u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p><u>(信託期間の延長)</u></p> <p>第53条 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>
<p>(付表)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 約款第45条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託「<u>三菱UFJ S&amp;P500配当貴族インデックスファンド&lt;為替ヘッジなし&gt;</u>」</p> <p>追加型証券投資信託「<u>三菱UFJ S&amp;P500配当貴族インデックスファンド&lt;為替ヘッジあり&gt;</u>」</p>	<p>(付表)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 約款第45条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託「<u>三菱UFJ 米国配当成長株ファンド&lt;為替ヘッジなし&gt;</u>」</p> <p>追加型証券投資信託「<u>三菱UFJ 米国配当成長株ファンド&lt;為替アクティブヘッジ&gt;</u>」</p>

以上